

## 大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会条例

### (設置)

第1条 大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件（以下「事件」という。）に関し、事件の発生原因、再発防止策等について調査審議するため、大船渡市簡易水道事業に関する市職員の逮捕事件に係る第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 事件の発生原因の究明その他事件の実態把握に関すること。
- (2) 再発防止策に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織し、委員は、委員会の目的を達成するために必要な高い識見を有すると認められる者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申を市長が受けた日までとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、公開しない。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

### (関係者の出席等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬の額)

第9条 委員がその職務に従事した場合における報酬の額は、大船渡市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年大船渡市条例第24号）第1条の規定にかかわらず、日額4万4,000円以内において市長が定める額とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。